

長野県告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成31年3月11日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	医療法人慈善会安藤病院	上田市中央西1丁目1番20号	安藤病院	上田市中央西1丁目1番20号	平成30年12月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	社会福祉法人阿智村社会福祉協議会	下伊那郡阿智村駒場483番地	特別養護老人ホーム 阿智荘	下伊那郡阿智村智里491番地41	平成31年1月10日
地域密着型通所介護 通所型サービス	特定非営利活動法人なぎそ福祉会	木曽郡南木曽町読書3348番地9	宅幼老所ごうどの家	木曽郡南木曽町読書3348番地9	平成31年1月1日
地域密着型通所介護	社会福祉法人芹田福祉サービス	松本市島立282番地	デイサービスセンター やすらぎの森	松本市島立282番地	平成31年2月1日

地域福祉課

長野県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国
の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項
においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、
事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成31年3月11日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
訪問介護 訪問型サービ ス	有限会社ほほ笑み介護支援センター	上田市福田50番地3	ほほ笑み介護24	上田市福田50番地3	上田市福田50番地3	上田市小泉121-5 七曜館1-E	平成30年12月1日
地域密着 型通所介護 通所型サービ ス	社会福祉法人阿智村社会福祉協議会	下伊那郡阿智村駒場483番地	阿智村社協デイサービスセンターひだまり	下伊那郡阿智村清内路762番地1	下伊那郡阿智村清内路762番地1	下伊那郡阿智村清内路387番地1	平成30年12月1日

地域福祉課

長野県告示第100号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3の喀痰吸引等業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成31年3月11日

長野県知事 阿部 守一

(登録喀痰吸引等事業者 介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人一陽会	特別養護老人ホーム陽だまりの丘	長野県飯田市北方3369番地1	平成31年3月16日
<hr/>			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人一陽会	短期入所生活介護陽だまりの丘	長野県飯田市北方3369番地1	平成31年3月16日
<hr/>			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人一陽会	地域密着型特別養護老人ホーム陽だ まりの丘	長野県飯田市北方3369番地1	平成31年3月16日

地域福祉課

長野県告示第101号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

平成31年3月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
理事長 上原至雅
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 講習会の開催日
平成31年6月25日（火）～7月2日（火）
- 3 講習会場の名称及び所在地
長野バスター・ミナル会館
長野市中御所岡田178-2
- 4 受講料
1万6,000円

食品・生活衛生課

長野県告示第102号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定（平成31年長野県告示第58号。以下「告示」という。）により指定した区域のうち、伊那市、安曇野市及び北佐久郡立科町の区域については平成31年3月1日をもって解除し、及び告示により指定した区域及び家畜の種類の全てについて、平成31年3月2日をもってその指定を解除しました。

平成31年3月11日

長野県知事 阿部 守一

園芸畜産課

長野県告示第103号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加を次のとおり認可しました。

平成31年3月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
一般財団法人長野県建築住宅センター
長野市大字鶴賀緑町1605番地14
- 2 業務区域の増加の範囲
岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡及び東筑摩郡の全域
- 3 確認検査の業務を行う事務所の所在地
松本市大字島立988番地1
- 4 業務区域を増加する年月日
平成31年4月1日

建築住宅課

長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年3月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月11日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松川インター大鹿線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村大草6884番の172地 先から 上伊那郡中川村大草6884番の232地 先まで	旧	m 5.0～9.4	km 0.2440
同上	新	7.5～12.6	0.2440

道路管理課